

# 役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

社会福祉法人 信愛会

認定こども園 置戸町こどもセンター どんぐり

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給及び額の決定)

第3条 この法人は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対して報酬を支給しない。

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関する支給基準は、別表の通りとする。

### (費用弁償)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年6月30日制定)

別 表（役員及び評議員の報酬・費用弁償に関する規程関係）

1. 会議時費用弁償

名 称	日 当	実費弁償額
会議出席費用弁償	2, 200円	実費を弁償する

2. 業務費用弁償

名 称	日 当	実費弁償額
業務費用弁償	2, 200円	実費を弁償する

3. 上記1及び2の費用弁償中、車賃については片道3キロメートル以上の場合に、1kmにつき（1km未満は四捨五入）40円を支給するものとし、その他の費用弁償については本法人の「旅費規程」に基づき支給する。

4. 出張旅費等

本法人の「旅費規程」に基づき支給する。